

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の員数の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
住民基本台帳ネットワークシステム利用に係る単価契約	支出負担行為担当官 笹島誓行人事・恩給局 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年4月1日	(財)地方自治情報センター	住民基本台帳法により都道府県知事の委任を受けて本人確認情報の提供を行うことが可能な事業者は地方自治情報センター以外に無く、契約の性質が競争を許さないため契約を締結したものの。	【単価契約】 1件10円	【単価契約】 1件10円	100.0%	2	特財	国所管	1	【支出金額】 26,095,740	当局では、住民基本台帳ネットワークシステムの活用により、(財)地方自治情報センターから提供を受けた本人確認情報を用いて、受給権の申し立てや死亡失権などの処理を行っているところであり、当該情報の提供を受けとるの処理を行うことにより、申請手続きの簡素化による受給者等の負担軽減や不正受給防止による国庫の適正な執行に繋がることから、効果的かつ適正に恩給支給事業を行うために必要不可欠となっている。	有
平成25年度通信衛星を介したネットワークの利用等	支出負担行為担当官 室田哲男 消防総務課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年4月1日	(財)自治体衛星通信機構	公募の結果、応募のあった左記業者と契約を締結したものの。	24,365,775	24,365,775	100.0%	3	特財	国所管	1		当該情報の提供を行うことができる者は、住民基本台帳法に基づき「指定情報処理機関」に指定され、各都道府県知事から当該提供業務処理の委任を受けている事業者である同業者を他にいないため、引き続き、会計法第29条の3第4項の規定に基づき同業者と契約を行い、支出を継続するものである。	有
地方交付税及び地方特例交付金等の算定及び分析に係る請負業務	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年4月1日	(財)地方自治情報センター	交付税及び特例交付金の算定事務は、年度当初から極めて短い期間内に全地方公共団体の交付税等額の算定を迅速かつ正確に行う必要があり、その電算処理についても、単独な計算作業だけでなく、全体的な判断や臨機応変な対応が求められ、専門的知識と常時対応可能な処理体制が確保されなければ、契約の目的が達せられないため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した者を選定したものの。	184,275,000	184,275,000	100.0%	2	特財	国所管	1		当該業務は交付税算定等事務上欠くことのできない業務であることから、引き続き適正な契約事務に努める。	有
国際連携によるサイバー攻撃の予知技術の研究開発	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年4月1日	(公財)九州先端科学技術研究所	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったもの。	24,949,000	24,949,000	100.0%	0	公財	国所管	1		当該事業については、これまでも、事業実施に当たり、事業の必要性、実施内容、契約金額等について客観性・妥当性を担保するため、以下の措置を行っている。 ・初年度の実施に当たっては、外部有識者から構成される評価会において、公募による民間企業等の機関からの提案を基本計画書への適合性、実施計画及び実施体制等の観点から評価し、最高評価を得た提案機関を実施機関として選定している。 ・継続年度の実施に当たっては、外部有識者から構成される評価会において、契約の相手方からの継続提案に対し、前年度までの目標達成状況及び研究資金の使用状況、研究開発実施計画等に関する継続評価を実施し、当該実施機関に引き続き委託するべきかどうか、検討を行っている。	有
平成25年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「90GHz帯リニアセルによる高精度イメージング技術の研究開発」	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年4月1日	(公財)鉄道総合技術研究所	本件は、広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったもの。	29,996,000	29,996,000	100.0%	0	公財	国所管	1		本研究開発は4年計画の2年目に当たるものであり、その継続については、平成25年3月11日に開催した評価会において、平成24年度における目標達成状況及び研究資金の使用状況、平成25年度の研究開発実施計画といった観点から提案書の評価を実施した結果、当該機関に研究開発を委託することが適当であるという評価を得ている。	有
ディスプレイの児童・生徒達のための書き文字・数式入力インターフェースの研究開発	支出負担行為担当官 森下浩行 九州総合通信局 熊本県熊本市西区春日2-10-1	平成25年8月27日	(公財)九州先端科学技術研究所	本件は、戦略的情報通信研究開発推進制度において広く一般の研究者等を対象に研究開発課題を公募した中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会によって実施された評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行ったもの。	10,233,600	10,233,600	100.0%	0	公財	国所管	1		当該年度の研究成果について、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会による評価に基づき、次年度の契約の可否の判断としている。 なお、本研究開発は今年度で終了予定であるため、本件に関する当該機関との契約は今年度限りである。	無

個人番号付番等に係る業務委託	支出負担行為担当官 梅田勉 大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成25年9月26日	(財)地方自治情報センター	<p>本契約は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「番号法整備法」という。))及び地方公共団体情報システム機構法(以下、「機構法」という。))の施行に当たり、社会復帰・脱番号制度の実現に必要な個人番号の生成・配付に係る業務、住民基本台帳ネットワークシステム既存業務などを円滑に行うための効率的な仕組みを構築することを目的としている。</p> <p>個人番号は住民票コードから生成されることとされているが(番号法第8条第2項)、住民基本台帳法第30条の43により、市町村長、都道府県知事、住民基本台帳法別表1に掲げる国の機関若しくは法人の他、指定情報処理機関のみが住民票コードを利用することができることとされている。このうち、全住民の住民票コードを保管しているのは指定情報処理機関のみである。</p> <p>したがって、指定情報処理機関に指定されている(財)地方自治情報センター(平成11年自治省告示第224号)のみが、番号生成に不可欠な住民票コードを利用することができることから、番号生成に係る制度・仕組みの構築及び生成業務を実施することができる唯一の者であり、本契約は、「法令の規定により、契約の相手方が」に定められているもの(「公共調達の実態等について」(平成18年8月25日財計第2017号)1(2)①イイ)に該当するため、契約を締結したものである。</p>	10,046,905,000	10,046,905,000	100.0%	2	特財	国所管	1	(財)地方自治情報センターは解散し、地方公共団体情報システム機構法に基づき、一切の権利及び義務を継承し、地方共同法人たる地方公共団体情報システム機構が設立している。	無
----------------	---	------------	---------------	--	----------------	----------------	--------	---	----	-----	---	--	---

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。